

【別表】助成条件（令和6年度版）

1. 農業の先進事例の調査研究に関する事業

No.	事業区分	助成金額	備考
①	先進的な農業経営等の調査研究活動	活動費用の1/2以内とし、 上限は、500,000円以内とする。	・人件費、交通費、報告書作成、参考文献等代金

2. 農業後継者育成のための事業

No.	種目	助成金額	備考
①	各種生産団体が行う農業視察研修	参加者負担額、行政等の助成金を控除後の活動費の 1/2以内とし、上限は、100,000円 ただし、開催が単独日の時は50,000円とする。	・視察研修は都外も対象 ・交通費、講師料、視察先謝礼
②	各種生産団体が行う営農・農政活動	年間活動費として、100,000円とする。	・農業後継者が行う営農活動・農政活動 (都域にまたがるもの)
③	東京都高等学校農場協会が行う研修活動	上限は、100,000円以内とする。	・講師料、交通費、入園料等
④	農業後継者のふれあい交流活動	活動費の1/2以内とし 上限は、50,000円とする。	・募集費、会場費、交通費、飲食等

3. その他農業振興のための事業

No.	種目	助成金額	備考
①	残留農薬検査活動	1検体、3,000円	・外部委託費含む。年間総検査数は原則100件とする。
②	地産地消活動	参加者負担額、行政等の助成金を控除後の活動費の 1/2以内とし、上限は、100,000円 ただし、開催が単独日の時は50,000円とする。	・農業生産物調達費、催事費、会場費、交通費等、備品購入費。(圃場 借用費は対象外) ・農業祭、即売会を含め、販売目的の活動は対象外とする。
③	有害鳥獣駆除活動	①機器購入は、購入費の1/2以内とし 上限は、50,000円 ②処分は1頭、2,000円	・機材購入は、名称、規格、パンフレット等を添付 ・処分は、捕獲予定頭数とする。(東京都の許可書を原則添付する) なお、申請処分総頭数は、原則150頭とする。
④	地域住民・消費者交流活動	参加者負担額、行政等の助成金を控除後の活動費の 1/2以内とし、上限は、100,000円 ただし、開催が単独日の時は50,000円とする。	・パンフレット、交通費、農業生産物調達費、備品購入費。 ・親子参加は、親子合算の人数とする。 ・行政との協働事業も含む。

(留意点)

- 行政、農業団体等からの助成、および参加者負担が生じる場合は、相当額を控除し助成金額を算出する。
- 事業活動報告書には、①活動内容(結果を含む)、領収書・振込依頼書の(写)、活動の写真を2枚以上添付する。
②残留農薬検査は、外部検査機関からの結果報告書(写)を添付する。
- 各事業の申請状況により、助成要領第4条(1)に定める助成総金額の範囲で助成する。
- 「2. ④農業後継者のふれあい交流活動」と「3. ④地域住民・消費者交流活動」については同一団体には年一回の申請とする。